

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和3年10月13日（水）

2 開催場所 警察本部大会議室 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

町田委員長 高橋委員 五十嵐委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 警察学校長
警務課課長補佐 監察官 訟務室長 留置管理課長 人身安全対策統括官
刑事企画課長 運転管理課聴聞官 警備第二課長 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 特地駐在所等勤務員に対する激励について

警察本部から、「生活環境、自然条件等の厳しい山間部において生活し、地元住民等と交流を図りながら警察活動に従事する駐在所等勤務員とその家族に対し、日頃の労をねぎらうとともに、勤務員の士気高揚を図ることを目的として、特地駐在所等勤務員に対する激励を実施する。」と報告があった。

委員から、「勤務員は、家族と一緒に頑張っているので良い激励になると思う。」と意見があった。

イ 交通人身事故発生状況について（令和3年9月末）【速報値】

警察本部から、令和3年9月末における交通人身事故発生状況の速報値について報告があった。

委員から、「緊急事態宣言も解除され、人の動きも活発になると思うので、交通協力団体と連携した取組をお願いしたい。」「本県では、交通人身事故発生件数、負傷者数、死者数いずれも前年対比で増加しているため、交通事故抑止対策を強力に進めていただきたい。」「新型コロナウイルスは収まってきているが、まだ気を付ける時期であり、引き続きよろしくをお願いしたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部改正について

- 警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- イ 非違事案による職員の処分等について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
委員から、「今後もしっかりと取り組んでいただきたい。」と意見があった。
- ウ 令和3年9月末の処分等について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- エ 行政訴訟等控訴事件の発生及び応訴について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- オ 放置違反金納付命令に対する審査請求の受付について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。
- カ 留置施設に対する実地監査の実施について
警察本部から、「令和3年10月28日から同年12月10日までの間、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇について、法令に基づき適正に行われているか確認するとともに、必要な事項について指導することを目的とした実地監査を実施する。」と説明があり、決裁した。
- キ 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について
警察本部から、令和3年4月5日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情の処理方針について説明があり、決裁した。
- ク 警察職員の職務執行に対する苦情の受理について
警察本部から、令和3年10月5日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情について説明があり、決裁した。
- ケ ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施状況について（令和3年第3四半期）
警察本部から、令和3年第3四半期におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施状況について説明があり、決裁した。
委員から、「引き続き、頑張っていたきたい。」、「被害者や家族にとって、警察が迅速に対応してくれることは大変力強いことであり、対応が難しい面もあると思うが、県民の期待と信頼に応えるため、積極的な取組を期待したい。」と意見があった。
また、委員から、「ストーカー事案の推移はどうなっているか。」と質問があり、警察本部から、「検挙件数は、平成26年をピークにやや減少傾向となっている。」と回答があった。
- コ 諸外国における犯罪情勢について
警察本部から上記の件について説明があった。
- サ 行政処分の意見聴取結果について
警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案8件の意見聴取結果及び7件の聴聞結果について説明があり、決裁した。
- シ 警察法第60条第1項の規定による援助要求について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ス 「群馬県集団示威運動等に関する条例」にかかる公安委員会の権限に属する事務の専決状況について（令和3年第3四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

セ 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」にかかる公安委員会の権限に属する事務の専決状況について（令和3年第3四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。